

新監査公表第11号

令和2年度包括外部監査の結果に基づく措置について、新潟市長から通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により以下のとおり公表します。

令和4年12月27日

新潟市監査委員 古 俣 誉 浩  
 同 伊 藤 秀 夫  
 同 五十嵐 完 二  
 同 串 田 修 平

令和2年度包括外部監査テーマ  
 「農業政策に関する事務の執行について」

新潟市長が講じた措置

監査結果報告書の頁	担当部署	指摘事項等	措置内容等	
			第1回	第2回
47	農林政策課	<p><b>意見1</b>  <b>1-1 農業次世代人材投資事業</b></p> <p><b>成果指標を設定して取り組むべきである。</b></p> <p>市の説明によれば、本事業を利用した新規就農者が増えないのは、制度の使い勝手の悪さに起因するとのことである。とはいえ、本事業は実質的に国の予算で新規就農者を増加させることができることから、利用者を増加させる取組みも必要であり、その際は成果指標を設定し、事後的に成果を測定、評価し得るような形で取り組むべきである。</p>	<p>新潟市補助金等交付規則に基づき設定する「補助金取扱基準」において、成果指標（目標値）を設定しています。</p> <p>今後改訂する本市の農業構想における目標も考慮しながら、より適切な指標設定を検討していきます。</p> <p style="text-align: center;">【検討中】</p>	<p>新潟市補助金等交付規則に基づき設定する「補助金取扱基準」における成果指標（目標値）は既に設定しています。</p> <p>令和5年4月に改訂する本市農業構想を踏まえ、さらに適切な成果指標について検討をしていきます。</p> <p style="text-align: center;">【検討中】</p>
49	農林政策課	<p><b>意見2</b>  <b>1-2 新規就農者確保・育成促進事業</b></p> <p><b>成果指標を設定して取り組むべきである。</b></p> <p>市は、本事業を組織目標達成のための主な取組みの1つとしているが、本事業個別の成果指標は設定していなかった。市は、本事業の重点育成期間経過後までに達成したい目標等を設定し、実施効果を測定し得る形で取り組むべき</p>	<p>新潟市補助金等交付規則に基づき設定する「補助金取扱基準」において、成果指標（目標値）を設定しています。</p> <p>今後改訂する本市の農業構想における目標も考慮しながら、より適切な指標設定を</p>	<p>新潟市補助金等交付規則に基づき設定する「補助金取扱基準」における成果指標（目標値）は既に設定しています。</p> <p>令和5年4月に改訂する本市農業構想を踏まえ、さらに適切な成果指標について</p>

		である。	討していきます。	検討をしていきます。
			【検討中】	【検討中】
53	食と花の 推進課 (旧農林 政策課)	<b>意見4</b> <b>1-3 農・福連携事業</b>  <u>成果指標を設定して取り組むべきである。</u>  障がい者の農業分野への就労促進という観点では成果は上がっていないが、障がい者の就労体験等の支援という観点で評価すれば、参加者の満足度等の指標が示す結果によっては、事業継続の意義も認められるため、市は、適切な成果指標を設定した上で、取り組むべきである。	「新潟市アグリパークにおいて実施する、就労を目指す障がい者等を対象とした農作業基礎訓練に参加した利用者が、その後に施設外就労をした実績」を基に、令和3年度から成果指標の設定を検討します。  【検討中】	現在、新型コロナウイルス感染症の影響で事業の実施を見合わせていますが、令和3年度に福祉事業所のニーズについてアンケートを行いました。今後は、ニーズとして一番高かった「土や農にふれるきっかけづくり」となる体験の提供を重視し、令和5年度事業から利用者の満足度などを成果指標として設定します。  【検討中】
57	農林政策 課	<b>意見5</b> <b>1-5 機構集積協力金事業</b>  <u>成果指標を設定して取り組むべきである。</u>  本事業は、国が主導する事業であるものの、市は、地域集積協力金や経営転換協力金の対象面積等の数値目標を設定し、事後的に成果を測定、評価し得る形で取り組むべきである。	新潟市補助金等交付規則に基づき設定する「補助金取扱基準」において、成果指標（目標値）を設定しています。 今後改訂する本市の農業構想における目標も考慮しながら、より適切な指標設定を検討していきます。  【検討中】	新潟市補助金等交付規則に基づき設定する「補助金取扱基準」における成果指標（目標値）は既に設定しています。 令和5年4月に改訂する本市農業構想を踏まえ、さらに適切な成果指標について検討をしていきます。  【検討中】
64	農林政策 課	<b>指摘6</b> <b>1-10 利子補給金</b>  <u>融資機関による報告遅れを看過している例が散見された。</u>  融資機関が市に提出した経営改善資金計画認定通知書について、報告日から大幅に遅れて市が収受している例が散見された。これは、利子補給が年1回支給であり、翌年1月までに報告すれば、補給金の受給漏れが発生しないこと等の事由から、まとめて報告されることがあるとのことである。今後は、融資機関との連	同じく新潟市特別融資制度推進会議を構成する県の担当課と連携し、農業制度融資の担当者会議などを通して、各融資機関に対して問題点の共有を行いました。 各融資機関に対しては、要領に基づき、原則として速やかな提出を求めるとともに、認定日から提出日ま	令和3年度中に、各融資機関に対し、要領に基づき、原則として速やかな提出を求めるとともに、認定日から提出日まで期間が空く場合は、その合理的な理由を付すことを要請しました。  【措置済み】

		携を密にし、速やかな報告を求めべきである。	で期間が空く場合は、その合理的な理由を付すことを令和3年度末までに各融資機関に要請します。	
66	農林政策課	<p><b>意見6</b> 1-11 農業共済組合等委託金</p> <p><u>旧豊栄地区にも外部委託の範囲を拡大した場合のコスト面等と与える影響を検討する必要がある。</u></p> <p>市は、旧豊栄地区を除き、防除計画の策定等の業務を外部委託しているが、現状と、旧豊栄地区も外部委託した場合を比較検討し、より優位性のある方法で事業を実施すべきである。</p>	<p>令和3年度末までに、旧豊栄地区も外部委託の範囲に含めた場合のコスト面や職員配置、実施体制等の運営面の影響を検討し、有利であれば委託先との調整を図っていきます。</p> <p>【検討中】</p>	<p>旧豊栄地区と外部委託している地区のコスト面を令和3年6月～8月に比較し、コスト面の差は小さいことが判明しました。</p> <p>上記と、委託先が旧豊栄地区を受託する意向がないことから、業務委託は難しいと考えています。</p> <p>【措置済み】</p>
69	農林政策課	<p><b>指摘7</b> 1-13 農業総務事務費</p> <p><u>農業総務事務費として処理される事業費の範囲が、区によって異なる例が散見された。</u></p> <p>事務費の支出項目が、区によって相違があったため、同一内容の事業費は、部内で同一方針に基づき、分類・整理する必要がある。</p>	<p>各区の支出状況を調査した結果、令和4年度予算編成に絡めた見直しが必要なため、令和3年度中に統一方針を策定します。</p> <p>【検討中】</p>	<p>令和3年度に各区における事務費の支出状況の調査を行い、令和4年度予算編成において、統一方針のもと農業総務事務費の予算化を図りました。</p> <p>【措置済み】</p>
88	農林政策課	<p><b>意見10</b> 1-17 元気な農業応援事業補助金ごとのチェックリストを整備することが望ましい。</p> <p>補助金交付事務の誤りは、各補助金ごとに定められた対象事業、補助対象者、補助率などが頻繁に改正されることに、各区担当者が対応し切れていないことが一因と考えられる。</p> <p>市は、補助金ごとに確認す</p>	<p>令和3年4月に事務マニュアルの見直しを実施し、事業内容や申請時の添付資料等を分かりやすいように整理しました。</p> <p>チェックリストについては、令和3年度中に実務担当者と連携してチェックすべ</p>	<p>令和4年4月に事務マニュアルの改正を行い、マニュアルや補助事業上の注意すべき点を担当者間で共有しました。</p> <p>進行管理に執行漏れやミス等が起きやすいとの意見が担当者からあったことか</p>

		べき項目を漏れなく抽出した市共通のチェックリストを整備し、審査時に活用することが望ましい。	き項目を検討し、令和4年度からの実施に向けて進めていきます。  【検討中】	ら、執行管理表を作成し、各事業の進行状況をチェックできる様式を令和4年4月1日に整えました。  【措置済み】
89	農林政策課	<b>意見11</b> <b>1-17 元気な農業応援事業</b> <b><u>事業費が多額となる場合は、3者見積もりを必要とするべきである。</u></b>  市は、申請書の添付書類として、ハード事業では3者の見積書提出を求めているが、ソフト事業にその要件はなく、導入資材が高額の時も2者以上の見積書提出は不要とされている。事業費が多額の場合は、ハード事業と同様に、3者の見積書提出を求めべきである。	令和3年5月に関連団体等に、「市単補助事業における添付資料の取扱い変更について（通知）」を通知しています。交付申請書の添付資料として、「3者見積もり」もしくは「3者見積もりが適当でない理由（理由書）」を提出するように取扱いを変更しました。今年度は経過措置として極力提出を求めるものとし、令和4年度から提出を必須とする方向で、関連要綱・要領の改正を進めていきます。  【検討中】	特段の事情がある場合を除き、ソフト事業についても3者見積もりの添付を必須とするよう、要綱の改正（令和4年4月1日施行）を行いました。  【措置済み】
89	農林政策課	<b>意見12</b> <b>1-17 元気な農業応援事業</b> <b><u>成果指標を設定して取り組むべきである。</u></b>  市は、ニューフードバレー構想推進を組織目標に掲げ、本事業はその主要な事業の1つとして実施されている。組織目標達成状況評価のための指標は3つ設定されているが、本事業個別の成果指標は設定されていない。 市は、本事業の事業主体に対し、客観的な成果指標の設定を求めていることから、市も成果指標を設定し、事後的に実施効果を測定、評価し得る形で取り組むべきである。	新潟市補助金等交付規則に基づき設定する「補助金取扱基準」において、成果指標（目標値）を設定しています。 今後改訂する本市の農業構想における目標も考慮しながら、より適切な指標設定を検討していきます。  【検討中】	新潟市補助金等交付規則に基づき設定する「補助金取扱基準」において、本事業個別の成果指標（目標値）を令和4年4月1日に設定しました。 令和5年4月に改訂する本市農業構想を踏まえ、より適切な成果指標について検討をしていきます。  【検討中】
94	農林政策課	<b>指摘14</b> <b>1-20 環境と人にやさしい農業支援事業</b> <b><u>補助事業実績報告書に補助事業にかかる請求書の写しのみが添付され、支払の事実が確認できないまま、補</u></b>		

		<p><b><u>助金が交付されたものが散見された。</u></b></p> <p>補助事業実績報告書に、請求書の写しのみ添付されていることについて、市の規則においても、本事業の補助金交付要綱上も問題はない。しかし、補助金の支払いは、事業完了後の精算払いが原則である以上、市は、領収書やそれに代わる書類の提出を求めることを原則とすべきであり、上記要綱も見直すべきである。また、自己資金に乏しく、事業執行に支障を及ぼす場合には、「概算払い」できる旨を要綱に定めることも考えられる。</p> <p>なお、上記指摘は、他の補助金にも当てはまるものがあり、併せて見直しが必要とすべきである。</p>	<p>令和3年5月に関連団体等に、「市単補助事業における添付資料の取扱い変更について（通知）」を通知しています。実績報告書の添付資料として、原則として領収書の提出を必要とする、取扱いを変更しました。今年度は経過措置として極力提出を求めるものとし、令和4年度から提出を必須とする方向で、関連要綱・要領の改正を進めていきます。</p> <p>【検討中】</p>	<p>実績報告書に領収書の写しの添付を必須とするよう、要綱の改正（令和4年4月1日施行）を行いました。</p> <p>【措置済み】</p>
95	農林政策課	<p><b>意見13</b> <b>1-20 環境と人にやさしい農業支援事業</b></p> <p><b><u>補助金ごとのチェックリストを整備することが望ましい。</u></b></p> <p>補助金交付事務の誤りは、各補助金ごとに定められた対象事業、補助対象者、補助率などが頻りに改正されることに、各区担当者が対応し切れていないことが一因と考えられる。</p> <p>市は、補助金ごとに確認すべき項目を漏れなく抽出した市共通のチェックリストを整備し、審査時に活用することが望ましい。</p>	<p>令和3年4月に補助事業研修会を実施し、実務担当者と事業内容や申請時の注意点を共有しました。</p> <p>チェックリストについては、令和3年度中に実務担当者と連携してチェックすべき項目を検討し、令和4年度からの実施に向けて進めていきます。</p> <p>【検討中】</p>	<p>令和4年4月に事務マニュアルの改正を行い、マニュアルや補助事業上の注意すべき点を担当者間で共有しました。</p> <p>進行管理に執行漏れやミス等が起きやすいとの意見が担当者からあったことから、執行管理表を作成し、各事業の進行状況をチェックできる様式を令和4年4月1日に整えました。</p> <p>【措置済み】</p>
96	農林政策課	<p><b>意見14</b> <b>1-20 環境と人にやさしい農業支援事業</b></p> <p><b><u>事業費が多額となる場合は、3者見積もりを必要とするべきである。</u></b></p> <p>市は、申請書の添付書類として、ハード事業では1台（機、基）当たり10万円以上のときは、3者の見積書提出を求めているが、ソフト事業では3者見積が望ましいとす</p>	<p>令和3年5月に関連団体等に、「市単補助事業における添付資料の取扱い変更について（通知）」を通知しています。交付申請書の添付資料として、「3者見積も</p>	<p>特段の事情がある場合を除き、ソフト事業についても3者見積もりの添付を必須とするよう、要綱の改正（令和4年4月26日施行）を行いました。</p>

		<p>るだけである。農業用資材等は、単価が低額でもまとめて購入すると多額になることもあることから、市は、事業費が多額のときは、ハード事業と同様に、3者の見積書提出を求めるべきである。</p>	<p>り」もしくは「3者見積もりが適当でない理由（理由書）」を提出するように取扱いを変更しました。今年度は経過措置として極力提出を求めるものとし、令和4年度から提出を必須とする方向で、関連要綱・要領の改正を進めていきます。</p> <p>【検討中】</p>	<p>【措置済み】</p>
96	農林政策課	<p><b>意見15</b> <b>1-20 環境と人にやさしい農業支援事業</b></p> <p><b>成果指標を設定して取り組むべきである。</b></p> <p>市は、主食用水稲作付面積に占める化学合成農薬や肥料を5割以上削減した栽培面積の割合を、2022年までに50%に引き上げることを、農業構想の目標として明記しているが、個々の事業ごとに具体的な成果指標を設定していない。</p> <p>本事業の成果は、化学合成農薬や肥料の削減割合により評価することは合理的ではなく、市は、支援事業の目的に合致する成果指標を個別に設定し、事後的に実施効果を測定、評価し得る形で取り組むべきである。</p>	<p>新潟市補助金等交付規則に基づき設定する「補助金取扱基準」において、成果指標（目標値）を設定しています。</p> <p>今後改訂する本市の農業構想における目標も考慮しながら、より適切な指標設定を検討していきます。</p> <p>【検討中】</p>	<p>新潟市補助金等交付規則に基づき設定する「補助金取扱基準」において、本事業個別の成果指標（目標値）を令和4年4月1日に設定しました。</p> <p>令和5年4月に改訂する本市農業構想を踏まえ、より適切な成果指標について検討をしていきます。」</p> <p>【検討中】</p>
98	農林政策課	<p><b>意見16</b> <b>1-21 環境保全型農業直接支払交付金事業</b></p> <p><b>成果指標を設定して取り組むべきである。</b></p> <p>本事業は、国が主導する事業であるものの、この制度の利用が進めば、市は1/4の負担で環境保全効果を得ることにつながるため、実施面積の目標など、市としての成果指標を設定し、事後的に成果を測定、評価し得る形で取り組むべきである。</p>	<p>新潟市補助金等交付規則に基づき設定する「補助金取扱基準」において、成果指標（目標値）を設定しています。</p> <p>今後改訂する本市の農業構想における目標も考慮しながら、より適切な指標設定を検討していきます。</p> <p>【検討中】</p>	<p>新潟市補助金等交付規則に基づき設定する「補助金取扱基準」において、本事業個別の成果指標（目標値）を令和4年4月1日に設定しました。</p> <p>令和5年4月に改訂する本市農業構想を踏まえ、より適切な成果指標について検討をしていきます。」</p> <p>【検討中】</p>
101	農林政策課	<p><b>意見17</b> <b>1-23 新潟県農林水産業総合振興事業</b></p>		

		<p><b>成果指標を設定して取り組むべきである。</b></p> <p>本事業は、県の補助事業に市が上乗せ補助するものであるが、上乗せ支援の効果を期待して市が補助金を支出する以上、市としての成果指標を設定し、事後的に成果を測定、評価し得る形で取り組むべきである。</p>	<p>県が主体となって実施する園芸プランの実現に向けた事業に、本市が一部上乗せ補助しており、県市一体となり目標の達成を目指すべきものです。</p> <p>本市の上位計画「新潟市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において指標設定している、「農業産出額（推計値）」に資する事業と考えています。</p> <p>今後改訂する本市の農業構想における目標も考慮しながら、より適切な指標設定を検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>本事業は、県が主体となり実施する事業であり、県市一体のもと目標達成を目指していますが、補助事業であることに鑑み、令和5年4月1日に新潟市補助金等交付規則に基づき設定する「補助金取扱基準」において、本事業個別の成果指標を設定する予定です。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
105	農林政策課	<p><b>意見18 1-25 その他</b></p> <p><b>歳出科目の「目」の区分は、市民から見ても事業や組織との関連が理解し易いものとなるように分類、整理することが望ましい。</b></p> <p>農林政策課では、歳出科目を4つの「目」に区分しているが、現状の区分は、一般的な用語の意味として使われている農業総務費や農業振興費の区分で、各事業が分類、整理されているとは言い難い状況にある。農業総務費や農業振興費といった名称の「目」を設定するのであれば、市民が理解しやすいように、各事業を分類、整理することが望ましい。</p>	<p>現在の事業分類も、今後事業見直しやそれに伴う業務の所管替え等が随時発生するため、その都度区分が変更になると予算増減の比較が困難になるといった課題も想定されます。令和3年度中にメリットデメリットを洗い出し、財務担当課と協議を行います。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>令和3年度中に農林政策課において検討した結果、すでに分類されている事業に関しては予算の経年比較が困難になることから再分類は難しいと判断しました。</p> <p>なお、新たな事業については、市民が理解しやすい分類整理を行うよう努めます。</p> <p style="text-align: right;">【不措置】</p>
105	農林政策課	<p><b>意見19 1-25 その他</b></p> <p><b>文書を受領した際に、文書管理システムによる登録を行った場合には必要のない收受印の押印はしないことが望ましい。</b></p> <p>補助金等交付申請書などを検証したところ、收受印が押印されたもの、押印されていないものが混在し、区や担当者によって処理方法が異なっていた。</p>	<p>補助金事務では、同一申請者が、申請書、実績報告、変更申請など一連の書類を随時提出します。担当課では、それらの書類が一連の申請に基づくものであ</p>	<p>新潟市行政文書取扱要綱（令和3年8月13日制定）において、所管課における行政文書の処理は「收受の事実を明確に記録する必要のある行政文書は、行政文</p>

		<p>補助金等交付事務は決裁を要する事案であり、文書管理システムに登録するものとされていることから、申請書への收受印押印は不要である。今後は文書管理システムに登録したときは、必要のない收受印を押印しないことが望ましい。</p>	<p>ることがわかるよう、受理する度に枝番を附番し管理しています。</p> <p>文書管理システムによる收受をした申請書も、申請書上に発番をメモしておく、その後の書類受理において、その都度文書管理システムで発番を検索しなくてもよく、事務効率化のため行っていたものです。</p> <p>(そのメモの方法として、收受印を押印している区がありました。)</p> <p>今回のご意見を令和3年度担当者会議で共有し、收受印を用いず別の方法がないか、効率や事務誤りなどの観点も踏まえながら方法を検討します。</p>	<p>書の余白等に所管課收受印を押し、文書管理システムによる登録を行う」ことに統一されたことから、区や担当によって押印の有無の違いは生じないこととなりました。</p> <p style="text-align: right;">【不措置】</p>
113	<p>農業活性化研究センター</p>	<p><b>指摘21</b> <b>2-5 農業活性化研究センター研究費</b></p> <p><b><u>契約書についての適切なリーガルチェックがなされていない。</u></b></p> <p>共同研究や受託研究に関する契約において、市は、相手方が用意した契約書を用いて契約していたが、契約締結前のリーガルチェックを受けていなかった。市費を投じて研究を実施する以上、知的財産の帰属や実施許諾に関する条項の精査が必要であることから、同一の契約書式については1回だけでもよいので、弁護士のリーガルチェックを受けるべきである。</p>	<p>令和3年度も、本件指摘事例と同様の契約を予定しています。</p> <p>必要に応じて、適宜リーガルチェックを受けることを検討しており、現在、関係各課と協議中です。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>新潟県知財総合支援窓口（一般社団法人新潟県発明協会）を活用し、事業実施内容を伝えながら、共同研究及び受託研究の知的財産などに関する契約条項について、令和4年10月13日に弁護士の確認を受けました。</p> <p>今後も必要に応じて、同窓口を活用し、弁護士または弁理士から契約書式のチェックを受けます。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
115	<p>農業活性化研究センター</p>	<p><b>指摘22</b> <b>2-6 農産物高付加価値化推進事業</b></p> <p><b><u>契約書についての適切なリーガルチェックがなされていない。</u></b></p> <p>市は、相手方が用意した契約書を用いて契約していたが、契約締結前のリーガルチェックを受けていなかった。知的財産に関する条項もあるため、今後は弁護</p>	<p>令和3年度も、本件指摘事例と同様の契約を予定しています。</p> <p>必要に応じて、適宜リーガルチェックを受けることを検討しており、現在、関</p>	<p>新潟県知財総合支援窓口（一般社団法人新潟県発明協会）を活用し、事業実施内容を伝えながら、共同研究及び受託研究の知的財産などに関する契約条項につ</p>



		<p>士のリーガルチェックを受けるべきである。</p>	<p>係各課と協議中です。</p> <p>【検討中】</p>	<p>いて、令和4年10月13日に弁護士の確認を受けました。</p> <p>今後も必要に応じて、同窓口を活用し、弁護士または弁理士から契約書式のチェックを受けます。</p> <p>【措置済み】</p>
117	<p>農村整備・水産振興課 (旧農村整備・水産課)</p>	<p><b>意見21</b> <b>3-1 地籍調査事業</b></p> <p><u>地籍調査事業の所管は、他の土地政策との関係も踏まえて再検討されたい。</u></p> <p>農村整備・水産課が地籍調査事業を担当していることについて、本事業が平成17年の合併以前から、都市部よりも農村部で行われてきた経緯によるのかもしれないが、都市部での実施により、事業効果が発揮されることに照らせば、他の土地政策との関係も踏まえ、所管を見直すことも検討されてよい。</p>	<p>地籍調査事業は、本市を始めとする県内市町村の多くにおいて農林部局が担当していますが、全国の事例を参考にしながら、令和3年度より所管の見直しを検討します。</p> <p>【検討中】</p>	<p>令和3年度より所管の見直しを検討していますが、結論に至っていません。事業効果の観点と多くの県内市町村において農林部局が担当している状況を踏まえ、引き続き検討を行っていきます。</p> <p>【検討中】</p>
137	<p>農村整備・水産振興課 (旧農村整備・水産課)</p>	<p><b>意見23</b> <b>3-22 水利施設総合管理システム管理運営事業費負担金</b></p> <p><u>管理運営費の負担割合の算出方式について、その合理性を改めて確認・検証することが望まれる。</u></p> <p>水利施設総合管理システムの管理運営費について、市と亀田郷土地改良区の負担割合は、昭和44年に県と市が締結した協定書に記載された、当時の排水量から算出された比率と、農地・非農地の面積割合で算出されている。その後、現在まで、農地・非農地の面積変動による負担率の変更はあったが、排水の流出割合による比率の見直しはなかった。</p> <p>しかし、排水の流出割合の数値的根拠は、現在でははっきりせず、当時から50年以上経過しており、改めて合理性の確認・検証が望まれる。</p>	<p>排水の流出割合の比率については、土地改良事業計画設計基準等にある技術的指針の範疇にあり、一定の合理性があるものと考えています。ご指摘の点については、下水道部など他の部局の意見も聞きつつ、令和3年度を目途に合理的かつ適正な数値であるか、確認していきます。</p> <p>【検討中】</p>	<p>排水の流出割合について「土地改良事業計画設計基準 計画「排水」」(S29年制定、農林水産省)に照らし、令和3年度に農村整備・水産課内で改めて検討しましたが、ピーク流出係数は変わらない値(固定値)であり、農地と非農地の排水の流出割合を1:2とする考えは、現在においても、合理性があるものと考えます。</p> <p>(参考) 【ピーク流出係数】 かんがい中の水田 0.4~0.5 (中間値0.45) 市街地 0.60~0.90</p>

				「参考文献」 「土地改良事業計画設計基準 計画「排水」」（農林水産省）
				【措置済み】
138	農村整備・水産振興課 (旧農村整備・水産課)	<p><b>意見24</b> <b>3-22 水利施設総合管理システム管理運営事業費負担金</b></p> <p><u>役割を終えた市が関与する任意団体については、適時に解散等の適切な措置がとられるべきである。</u></p> <p>亀田郷排水対策事業推進協議会は、昭和59年に、市と亀田郷土地改良区が負担金を拠出して設立され、地域の治水安全を目的とした推進活動を担ってきた。しかし、その活動は、新潟市土地基盤整備促進協議会に包含され、同協議会は平成24年度の活動以降は、休眠化していたため、平成30年度末に解散が承認され、令和元年度に残余財産が市に返還された。</p> <p>市の実質的関与が深い任意団体については、市の管理が行き届いている必要があり、行政目的を達成したような場合にも、漫然と存続させるべきではない。他の任意団体の現状を点検し、上記と同様の団体については、早期に解散等の適切な措置を取られたい。</p>	<p>本市が関与する協議会等の任意団体の現状を令和3年度を目途に、改めて点検し、役割を終えたようなものがないか、整理・確認します。また、同様の事例があった際には、適切な措置について、関係団体と協議します。</p> <p>【検討中】</p>	<p>ご指摘のような任意団体がないか、令和3年度に調査しましたが、休眠化している任意団体はありませんでした。</p> <p>【措置済み】</p>
145	農村整備・水産振興課 (旧農村整備・水産課)	<p><b>指摘23</b> <b>3-25 田園環境保全事業</b></p> <p><u>個別事業の事業費として、汎用的な備品を購入している。</u></p> <p>本事業費から支出したカラー複合機等消耗品費及び同賃借料について、所管課の説明によれば、課内にカラー複合機がないため導入したとのことであるが、他事業にも使用するならば、「農地諸経費」からの支出が適当であったと思われる。</p>	<p>主としての利用は、当該事業における広報・普及啓発です。ご指摘のとおり、他事業にも使用していることから、令和4年度当初予算から「農地諸経費」とする取扱いについて、令和3年度に検討・整理します。</p> <p>【検討中】</p>	<p>令和4年度よりリース契約を終了し、現在はフローア共用のカラー複合機を使用しています。</p> <p>【措置済み】</p>

149	農 村 整 備 ・ 水 産 振 興 課 (旧 農 村 整 備 ・ 水 産 課)	<p><b>指摘25</b>  <b>3-27 用排水浄化対策事業</b></p> <p><b><u>河川管理者である県に対して、事業費の一部を寄附金として支払う形式は、負担金を禁止した河川法の趣旨との関係において、その妥当性に疑問がある。</u></b></p> <p>市が県に支払う鳥屋野潟用水対策寄附金について、任意の協力費と位置づけて、寄附金として支払う形式は、地元市町村から負担金を徴収し得る規定がない河川法との関係において、直ちに違法とまではいえないとしても、その妥当性に疑問があると言わざるを得ない。</p> <p>水質改善に果たした鳥屋野潟浄化事業の役割の大きさに鑑みると、本事業は今後も継続が求められるが、寄附金形式による事業費負担については、県と見直しに向けた協議が望まれる。</p>	<p>鳥屋野潟は、周辺に多くの公共施設や公園が整備され、本市都市部における市民の憩いの場となっています。しかしながら、1970年代をピークに水質の悪化が顕著となり、1977年以降は、この浄化用水導水事業を始めとする様々な対策により、徐々に水質は改善されてきました。この浄化事業は県が行っており、これに係る本市経費は、任意の寄附金として拠出してきました。これは、経緯が関係市町村から河川管理者である県へ要請したことや、水質悪化の主な原因が、本市の生活雑排水や農業排水の流入であることなどを理由としています。今後は、これまでどおり、鳥屋野潟の環境保全及びこれによる市民利益を確保できるよう、浄化事業を継続する方向で県と協議していくと共に、寄附金によらない執行の在り方について、ご指摘を受けて以後、すぐに県と協議を始めています。</p>	<p>寄附金によらない執行の在り方について、県と協議を行っていますが、河川法との関係性から、未だ結論を出せていません。</p> <p>鳥屋野潟の環境保全及びこれによる市民利益を確保するため、継続して本事業が実施できるよう、事業費の負担方法について引き続き県と協議を進めていきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
151	農 村 整 備 ・ 水 産 振 興 課 (旧 農 村 整 備 ・ 水 産 課)	<p><b>意見29</b>  <b>3-27 用排水浄化対策事業</b></p> <p><b><u>負担割合の算出方式について、その合理性を改めて確認・検証することが望まれる。</u></b></p> <p>「意見 23」で記載のとおりであるが、市には、その合理性を改めて確認・検証することが望まれる。</p>	<p>排水の流出割合の比率については、土地改良事業計画設計基準等にある技術的指針の範疇にあり、一定の合理性があるものと考えています。ご指摘の点については、下水道部など他の部局の意見も聞きつつ、令和3年度を目途に合理的かつ適</p>	<p>排水の流出割合について「土地改良事業計画設計基準 計画「排水」」(S29年制定、農林水産省)に照らし、令和3年度に農村整備・水産課内で改めて検討しましたが、ピーク流出係数は変わらない値(固定値)であり、農地と非農地の排水</p>

			<p>正な数値であるか、確認していきます。</p> <p>【検討中】</p>	<p>の流出割合を1:2とする考えは、現在においても、合理性があるものと考えます。</p> <p>(参考) 【ピーク流出係数】 かんがい中の水田 0.4~0.5 (中間値0.45) 市街地 0.60~0.90</p> <p>「参考文献」 「土地改良事業計画設計基準 計画「排水」」(農林水産省)</p> <p>【措置済み】</p>
164	中央卸売市場	<p><b>指摘26 7 所見</b></p> <p><b><u>施設使用料等を延滞した事業者に対する具体的な対応基準が設けられていないほか、債権回収のスタンスにやや疑問がある事例が見受けられた。</u></b></p> <p>仲卸業者A社が施設使用料等を滞納し、未回収分は不納欠損処理を行う予定とのことだが、業務の許可を取り消して強制的に退去を求める基準を策定していないことは、債権管理のあり方としては十分ではないので、延滞時の具体的な対応基準を設けるべきである。</p> <p>また、市は、A社清算終了登記後も、A社に対する支払いをA社代表者に求めていたが、代表者はA社の保証人ではないので支払い義務はなく、このような対応は避けるべきである。</p>	<p>施設使用料等の延滞した事業者に対する具体的な対応基準については、昨年度他都市の4市場に照会したところですが、今年度、全国中央卸売市場担当者会議(8月)や西日本中央卸売市場長会議(11月)を利用して、他市場の対応状況を把握し、それを踏まえた上で、令和3年度内に当市場の対応基準を設けます。</p> <p>債権回収先に対するご指摘については、行政経営課及び債権管理課(現納税課債権管理室)に相談した結果、当該法人が廃業していること、また当該法人に換金できる財産がないことから徴収停止しました。3年後に債権放棄する予定です。</p> <p>【検討中】</p>	<p>施設使用料等の延滞した事業者に対する具体的な対応基準については、令和3年度に「新潟市中央卸売市場卸売業者等に係る保証金の未預託による許可等の取消処分に関する要綱」を制定し、令和4年4月1日から施行しました。</p> <p>なお債権回収先に対するご指摘については、徴収停止とし、2年後に債権放棄する予定です。</p> <p>【措置済み】</p>
166	中央卸売市場	<p><b>意見30 7 所見</b></p> <p><b><u>新潟市中央卸売市場における取扱金額・取扱量の減少傾向に歯止めをかけるために、「スマートフードチェーン」構築の流れにキャッ</u></b></p>		

		<p><b><u>チアアップできるよう情報収集と積極的な投資を行うことを検討されたい。</u></b></p> <p>中央卸売市場の最大の課題は、取扱金額や取扱量の減少傾向にいかにか歯止めをかけるかであり、市は、平成27年に中央卸売市場経営展望を策定しているが、現在はその後DX化の流れを反映し、生産から消費までデータの相互利用が可能なスマートフードチェーン創出が日本の大きな戦略となっている。市には、この流れにキャッチアップできるよう情報収集と積極的投資が求められ、先を見据えた戦略的運営を期待したい。</p>	<p>本市場でも、情報通信技術の導入のメリットとなっている「川上と川下の間での円滑な情報の流れ」を、卸売業者が生産者とマーケティング側の情報共有を図り、マーケティングのニーズに合わせた商品作りを行うことで実践し、徐々に成果が出てきているところです。</p> <p>当面は、この活動を継続しながら、スマートフードチェーンの構築が、市場及び卸売業者に何をもたらすか、どのような形で活用していくことが可能となるのか、情報収集と各事業者との情報交換を重ねていきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>令和3年度中は、新型コロナウイルス感染症の影響により卸売業者の多くが、直近の課題への対応に追われ、中・長期的な視点での検討に多くの時間を割くことができなかつたため、開設者との情報交換は十分とは言えませんでした。</p> <p>引き続き、ウィズコロナも見据え、スマートフードチェーンの構築が、市場及び卸売業者に何をもたらすか、どのような形で活用していくことが可能となるのか、情報収集と各事業者との情報交換を重ねていきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
174	農林政策課 (旧ニューフードバレー特区課)	<p><b>意見32</b> <b>5-3 新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金</b></p> <p><b><u>市が損失補償リスクを負担してまで農業事業者の資金調達円滑化を図ることの政策的合理性については、さらに慎重な検討を求めたい。</u></b></p> <p>市は、農業者が県信用保証協会に支払う信用保証料の補助に加え、県信用保証協会と損失補償契約を締結している。代位弁済が生じた事例はないが、市がリスクを負って農業者の資金調達円滑化を図る政策的合理性があるのか、今後慎重な検討が必要である。</p>	<p>本制度は国家戦略特区指定の際、国が区域方針に定めた規制改革メニューです。</p> <p>国が「商工業とともに農業を行う者」に対して金融機関からの資金調達を円滑にするため、地方自治体の応分の負担を前提として、信用保証協会が保証を付与することを可能とした経緯があり、損失補償契約を締結しています。</p> <p>今回の意見を令和3年度末までに、関係部署及び関係機関と検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>令和3年12月1日に、いただいた意見について新潟県及び新潟県信用保証協会と情報共有をしました。</p> <p>市の損失補償リスクについては、既に融資した者の返済状況や新規の借り入れ状況を踏まえながら、新潟県及び新潟県信用保証協会と引き続き検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
176	農林政策課 (旧ニューフードバレー特	<p><b>意見33</b> <b>5-4 国家戦略特区推進事業</b></p> <p><b><u>エリアマネジメント事業の所管については、見直しを</u></b></p>		

	区課)	<p><b>検討されたい。</b></p> <p>エリアマネジメント事業は、都市再生・都市開発に関する事業であり、農林水産部の本来業務とはシナジー（相乗効果）を得にくい事業内容であることから、市は、担当部課の変更を含め、効率的な事業運営のあり方を検討するべきである。</p>	<p>令和3年度末までにエリアマネジメント事業については都市政策部と、新潟雇用労働相談センターについては経済部と所管の変更を協議していきます。</p> <p>【検討中】</p>	<p>エリアマネジメント事業（特区占用特例）は、令和4年3月17日より道路法における歩行者利便増進道路制度をもって全国展開となり、土木部の所管となりました。</p> <p>【措置済み】</p>
180	農林水産部 (旧ニューフードバレー特区課)	<p><b>意見35</b> <b>5-7 ニューフードバレー特区課全般</b></p> <p><b>事業の統廃合を含め、中長期的視点での組織体制の構築がなされることを期待する。</b></p> <p>ニューフードバレー特区課廃止により、農業政策課が雇用労働相談センターの運営や、エリアマネジメント事業に係る道路法の特例を利用した都市部の活用事業など、本来の業務と直接関係のない事業を所管している。また、他の業務についても、頻繁な組織体制の見直しや担当部署の変更が行われるなど、効率的行政運営の観点から相応しくない。</p> <p>農林水産部全体の事業統廃合を含め、中長期的視点で組織体制が構築されることを期待したい。</p>	<p>本市の集中改革プランの方向性と合わせて、農林水産部所管の政策の方向性や優先度の見極めを行い、事業統廃合や職員の適正配置を含め、効率的な行政運営が行えるよう、中長期的視点を持って組織体制の構築を検討していきます。</p> <p>【検討中】</p>	<p>新潟雇用労働相談センターについては、経済部と連携しながら運営しています。</p> <p>またエリアマネジメント事業（特区占用特例）は、意見33に記載の通り、令和4年3月17日より道路法における歩行者利便増進道路制度をもって全国展開となり、土木部の所管となりました。</p> <p>今後も新総合計画に基づく農林水産部所管の政策・施策や、またそれらの優先度を見極めながら、事業統廃合や職員の適正配置について、中長期的視点を持ち組織体制を構築していきます。</p> <p>【検討中】</p>
183	食と花の推進課	<p><b>意見36</b> <b>6-1 地産外商推進事業</b></p> <p><b>事業の目標指標として、適切な成果指標が設定されるべきである。</b></p> <p>市は、本事業について、市産食材PR販路拡大アプローチ件数を目標指標としている。しかし、アプローチ件数は行動目標であり、当該事業は実際の販路拡大等の成果指標が設定されておらず、事業の効果効率が判断できないことから、市は本事業の成果</p>	<p>事業目標（成果指標）については、その年の気象条件や全国の作況、需給調整等の外部要因により結果が大きく左右されることも有り得ますが、可能な限り事業の評価ができるよう本年4月に関係機関と設立した「新潟市園芸作物販売戦略</p>	<p>販路拡大等の成果指標については、令和3年度に開催した「新潟市園芸作物販売戦略会議」の中で議論し、評価項目を下記のとおり設定しました。なお、具体的な数値目標については、令和4年度に設定することとし、複数の指標を複合的に</p>

		<p>指標設定を検討されたい。</p>	<p>会議」の中で、具体的な事業目標（成果指標）を検討し、令和3年度内に設定したいと考えています。</p> <p>また、1つの指標だけでは、事業の実績を適切に評価することが難しい場合、活動指標を含め、複数の指標を複合的に組み合わせることで、事業の取り組みを評価できるよう工夫します。</p> <p style="text-align: center;">【検討中】</p>	<p>組み合わせることで事業の評価を行っていく予定です。</p> <p>《総合的な指標 1項目》 ○園芸作物の販売額が1億円以上の産地数</p> <p>《政策KPI 3項目》 ○園芸作物（野菜、果実、花き・花木）の販売額 ○販売促進重点品目（えだまめ）の販売額 ○アプリ活用による園芸農家等と求職者のマッチング件数</p> <p>《取り組みKPI 6項目》 ○販売戦略会議（代表者会議）の開催回数 ○販売戦略WGの開催回数 ○トップセールスの実施回数 ○試食宣伝会、キャンペーンの実施回数 ○SNS等を活用した情報発信回数 ○園芸農家等と求職者のアプリ登録者数</p> <p style="text-align: center;">【検討中】</p>
190	食と花の推進課	<p><b>意見37</b> <b>6-2 食文化創造都市推進事業</b></p> <p><u>投資効果を明確にするため、ターゲットや成果指標を明確にした事業構築がなされるべきである。</u></p> <p>レストランバスを活用したガストロノミーツーリズム構築事業について、担当課の説明によれば、目的に適う成果を上げたとの評価であるが、県外観光客呼び込みによる交流人口の増大が最終目的であり、達成状況が十分とはいえない。今後、事業再開の際、ターゲットや成果指標をより明確にした事業構築を期待したい。</p>	<p>今後、ガストロノミーツーリズム構築事業を実施する際には、ターゲットと成果指標をより明確に設定します。</p> <p style="text-align: center;">【検討中】</p>	<p>レストランバスを活用したガストロノミーツーリズム構築事業については、受入施設の確保や協力してくれる料理人、生産者などとの連携といったツーリズムを進めるにあたっての土台をつくる役目を果たしたと考えています。現在は、その土台を活用し、民間事業者が実施するガストロノミーツーリズム事業への助成等を行っています。今後も、ガストロノミーツーリズムの情報発信や民間事業者への支援を行う形で、推進を図っていく予定です。</p> <p style="text-align: center;">【検討中】</p>

192	食と花の 推進課	<p><b>意見38</b> <b>6-2 食文化創造都市推進事業</b></p> <p><u>利用が低調であるため、制度周知に加えて、補助率（上限額）や研修計画策定・実施までのスキームについても、再検討されたい。</u></p> <p>若手料理人研修補助金について、補助率（上限額）や、市指定コーディネーターとの協働による事前準備等の負担から、制度利用が敬遠されている可能性がある。</p> <p>市は、本事業を継続するときは、さらなる制度周知のほか、補助率（上限額）や研修計画策定実施までのスキームも再検討されたい。</p>	<p>今後、若手料理人研修補助を実施する際には、さらなる制度周知や、関係者のヒアリングを行い、より利用しやすく、かつ、料理人のスキルアップにつながる形を目指します。</p> <p style="text-align: center;">【検討中】</p>	<p>若手料理人研修補助については、新型コロナウイルスの影響などで、制度立ち上げ時と飲食業界を取り巻く環境も変化したことから、事業は休止しており、現時点では再開の予定はありません。</p> <p style="text-align: center;">【不措置】</p>
195	食と花の 推進課	<p><b>意見39</b> <b>6-3 新潟の食と花のPR事業</b></p> <p><u>食と花の銘産品の認知率や事業による成約件数を把握したうえで、適切な成果指標が設定されるべきである。</u></p> <p>本事業の目標指標として、市産食材PR、販路拡大アプローチ件数を挙げ、目標値を達成しているが、事業の具体的な成果を判定する成果指標が設定されていないため、効果測定が十分になされているとはいえない。</p> <p>市内農産物のプロモーション動画の公開やふるさと納税の返礼品などの取組みも評価されるべきであり、そのための定期的な銘産品の認知率調査も必要である。</p>	<p>事業目標（成果指標）については、その年の気象条件や全国の作況、需給調整等の外部要因により結果が大きく左右されることも有り得ますが、可能な限り事業の評価ができるよう本年4月に関係機関と設立した「新潟市園芸作物販売戦略会議」の中で、具体的な事業目標（成果指標）を検討し、令和3年度内に設定したいと考えています。</p> <p>また、1つの指標だけでは、事業の実績を適切に評価することが難しい場合、活動指標を含め、複数の指標を複合的に組み合わせることで、事業の取り組みを評価できるよう工夫します。なお、銘産品の認知度調査については、事業効果を測定するため、必要に応じて適宜実施していく予定です。</p> <p style="text-align: center;">【検討中】</p>	<p>販路拡大等の成果指標については、令和3年度に開催した「新潟市園芸作物販売戦略会議」の中で議論し、評価項目を下記のとおり設定しました。なお、具体的な数値目標については、令和4年度に設定することとし、複数の指標を複合的に組み合わせることで事業の評価を行っていく予定です。</p> <p>《総合的な指標 1項目》 ○園芸作物の販売額が1億円以上の産地数</p> <p>《政策KPI 3項目》 ○園芸作物（野菜、果実、花き・花木）の販売額 ○販売促進重点品目（えだまめ）の販売額 ○アプリ活用による園芸農家等と求職者のマッチング件数</p> <p>《取り組みKPI 6項目》</p>



				<p>○販売戦略会議（代表者会議）の開催回数  ○販売戦略WGの開催回数  ○トップセールスの実施回数  ○試食宣伝会、キャンペーンの実施回数  ○SNS等を活用した情報発信回数  ○園芸農家等と求職者のアプリ登録者数</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
201	食と花の推進課	<p><b>意見41</b>  <b>6-6 地場産学校給食推進事業</b></p> <p><u>今後の事業のあり方について、具体的な検討がなされるべきである。</u></p> <p>令和元年度当初は学校教育における地場農産物の向上に対する新たな取組みを検討することとされていたが、令和2年度も準備期間と位置付けられている。今後の事業のあり方について、具体的な検討が求められる。</p>	<p>令和元年度に地産地消コーディネーター派遣事業を活用し、学校給食への地場農産物の利用について検証を行った結果、地場農産物の価格や規格、必要量の折り合いがつかない、供給体制が十分でないなどの課題があることが明らかになりました。令和2年度はこの課題などについて、学校給食関係者と認識を共有するため、フォーラムの開催などを予定していましたが、新型コロナウイルスの感染拡大によりフォーラムを中止し、児童向けに給食で使っている新潟米をより知ってもらう取組みを行いました。</p> <p>令和3年度は、改めてフォーラムを開催するとともに、教育委員会や関係団体と連携して、地場農産物の利用拡大に向けた新たな取組みの可能性について検討を進めていきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で延期していた「食育推進フォーラム～学校給食における地産地消～」を令和3年度に開催しました。学校給食関係者、給食調理事業者、流通・納入事業者、JA・全農等が参加し、地場産食材の利用促進に向けて、連携の必要性や各々の役割について理解を深めました。</p> <p>現在教育委員会と定期的な意見交換を行っており、令和4年度中に現場の栄養教諭との検討グループ立ち上げや各区へのヒアリングを実施します。また、地場農産物の使用割合向上だけでなく、食育の観点から、子どもたちに地場農産物を生きた教材として活用しています。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
203	食と花の推進課	<p><b>意見42</b>  <b>6-7 食育推進計画推進事業</b></p> <p><u>キャラクターの活用については、マーケティングの専門家からの助言を得るなどして、十分な効果を挙げられるような方策を検討され</u></p>		

		<p><u>たい。</u></p> <p>市は、食育花育推進キャラクターまいかちゃんを利用して、食育の普及啓発、SNSによる情報発信を行っているが、市民に広く周知されているとは言いがたく、Webマーケティングの専門家から助言を得るなどにより、十分な効果を挙げられる方策を検討されたい。</p>	<p>本市の食や花に関する情報発信、市の事業をPRするための補助的な役割として活用しています。</p> <p>令和3年度以降も広報課主催のソーシャルメディア関連などの研修に参加し、専門家の意見もいただきながら、効果的な発信に努めていきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>令和3年度に広報課主催の「SNS運用研修」に参加しました。研修会では、当課のSNSにおけるキャラクターの活かし方などについて、講師の専門家から具体的なアドバイスをいただき、日々の発信に活かしています。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
212	食と花の推進課	<p><b>指摘30</b> <b>6-10 3施設管理運営</b></p> <p><u>貼付すべき備品シールが全ての備品に貼られていないなど、備品管理が行き届いていない。</u></p> <p>全ての備品に、備品シールが貼られていなかったのを、改善されたい。</p>	<p>指定管理者と協働で、備品台帳に基づく現物確認を実施しており、令和3年度中に、全ての備品（3施設合計で1,227品）にシールの貼付を行います。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>指定管理者と協働で、備品台帳に基づく現物確認を実施しましたが、想定以上に時間がかかり、確認作業は令和4年5月に完了しました。確認結果を基に、令和4年度中にシールの貼付を行います。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
212	食と花の推進課	<p><b>意見43</b> <b>6-10 3施設管理運営</b></p> <p><u>指定管理者候補が1者しか現れない現状に照らすと、次の募集に際しては、地域要件の設定のあり方について再度検討されたい。</u></p> <p>指定管理者の選定にあたり、市は、地域要件（市内に本社・本店がない団体は単独で応募できない等）を設定している。手続き的に不備等は見受けられないものの、指定管理者候補が1者だった現状に照らすと、次回募集の際は、地域要件について再度検討されたい。</p>	<p>令和4年度の次期指定管理者の募集に向けて、地域要件を外した場合のメリット・デメリットを整理するなど、令和3年度中に、地域要件の設定のあり方について再度検討します。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>次期指定管理者の募集に向けて、地域要件について令和4年度当初から再度検討しましたが、いくとびあ食花及びアグリパークは、本市の食と花の魅力を示す市内外に発信する拠点であり、本市の農業や食文化、花などについての知識・理解が不可欠であることから、本市に根差した企業・団体による運営が望ましいと判断し、引き続き地域要件を設定したうえで募集を行いました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>

214	食と花の推進課	<p><b>意見44</b> <b>6-10 3施設管理運営</b></p> <p><u>消費税の税率変更があった際は、指定管理料だけでなく、施設の利用料金についても上限変更等の適切な転嫁対策措置がなされるべきである。</u></p> <p>令和元年10月に消費税が引き上げられたが、市の方針等に基づき、アグリパーク宿泊料の上限は据え置かれた。アグリパークの指定管理においては、使用料を指定管理者の収入にすることができると、利用料金に増税分が転嫁されない限り、実質的な値下げになることから、利用料金の上限変更が検討されるべきである。</p>	<p>【食と花の推進課】、【財務課】</p> <p>財務部において、全庁的な公共施設使用料のあり方・考え方を検討しており、令和3年度中に方針を決める予定です。指定管理施設の利用料金は、その全庁的な方針に沿って見直しを行います。令和元年度の消費税増税分も含めたコスト計算を行い、新たな利用料金の設定に反映させます。</p> <p>【検討中】</p>	<p>【食と花の推進課】、【財務課】</p> <p>財務部より、全庁的な公共施設使用料のあり方・考え方がまだ示されていませんが、指定管理施設の利用料金は、今後示される全庁的な方針に沿って見直しを行うこととし、その際には、令和元年度の消費税増税分も含めたコスト計算を行って、新たな利用料金の設定に反映させます。</p> <p>【検討中】</p>
216	食と花の推進課	<p><b>意見45</b> <b>6-11 食と花の推進課全般</b></p> <p><u>事業の目標指標として、適切な成果指標が設定されるべきである。</u></p> <p>全体的に、行動指標の設定は適切だが、成果指標の設定は適切と言いがたい。成果指標の設定が適切にされなければ、事業効果の検証が十分に行えず、事業に費やした職員の労力の浪費になりかねない。</p> <p>農業経営者や学識経験者の助力を得ながら、適切な成果指標の設定を検討するなど、目標設定のあり方を再検討することが必要と考える。</p>	<p>意見36及び39で述べた通り、事業目標（成果指標）については、その年の気象条件や全国の作況、需給調整等の外部要因により結果が大きく左右されることも有り得ますが、可能な限り事業の評価ができるよう本年4月に関係機関と設立した「新潟市園芸作物販売戦略会議」の中で、具体的な事業目標（成果指標）を検討し、令和3年度内に設定したいと考えています。</p> <p>また、1つの指標だけでは、事業の実績を適切に評価することが難しい場合、活動指標を含め、複数の指標を複合的に組み合わせることで、事業の取り組みを評価できるよう工夫します。</p> <p>【検討中】</p>	<p>販路拡大等の成果指標については、令和3年度に開催した「新潟市園芸作物販売戦略会議」の中で議論し、評価項目を下記のとおり設定しました。なお、具体的な数値目標については、令和4年度に設定することとし、複数の指標を複合的に組み合わせることで事業の評価を行っていく予定です。</p> <p>《総合的な指標 1項目》 ○園芸作物の販売額が1億円以上の産地数</p> <p>《政策KPI 3項目》 ○園芸作物（野菜、果実、花き・花木）の販売額 ○販売促進重点品目（えだまめ）の販売額 ○アプリ活用による園芸農家等と求職者のマッチング件数</p> <p>《取り組みKPI 6項目》 ○販売戦略会議（代表者会議）の開催回数</p>

				<p>○販売戦略WGの開催回数 ○トップセールスの実施回数 ○試食宣伝会、キャンペーンの実施回数 ○SNS等を活用した情報発信回数 ○園芸農家等と求職者のアプリ登録者数</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
229	秋葉区役所	<p><b>意見48</b> <b>9-2 アキハ花一番PR事業</b></p> <p><u>広告掲載料を抑えるための工夫を検討されたい。</u></p> <p>新潟日報への広告掲載料について、年間複数回広告掲載するのであれば、一括契約による値引き交渉の余地がないか等、広告掲載料を抑えるための工夫を検討されたい。</p>	<p>令和3年度以降、広告の年間計画を作成し、複数回の広告掲載が予定される年については、一括契約を行い、広告掲載料の削減に向けた取り組みができるかも含め検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>令和3、4年度は広告掲載が1回であったことから、広告掲載料を抑えるための値引きは行いませんでしたが、今後、複数回の広告掲載が予定される年については、一括契約を行い、広告掲載料の削減に取り組みます。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
237	西区役所	<p><b>意見49</b> <b>11-2 「食×農」体験プログラム実施事業</b></p> <p><u>生産者の生の声を聞く機会が増えるよう、実施方法の工夫を希望する。</u></p> <p>小学校側は、収穫体験等、児童が直接体験できる講座を選ぶ傾向があると思われるが、生産者の生の声を聞くことも重要である。今後も生産者講話の希望が少ないままであれば、他のプログラムと組み合わせるなど、実施方法を工夫されたい。</p>	<p>生産者の生の声を聞くことができるようにするため、収穫体験及び料理講座のプログラムに生産者講話を組み込む予定(令和3年7月～)です。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>生産者の生の声を聞くことができるようにするため、収穫体験及び料理講座のプログラムに生産者講話を令和3年度から組み込みました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
241	西蒲区役所	<p><b>指摘35</b> <b>12-1 新たな産地づくりプロジェクト</b></p> <p><u>市の有する商標権の使用上の条件等が明確にされていない。</u></p> <p>西蒲区が商標登録した「なないろ野菜」の商標について、「にしかん園芸作</p>	<p>販売促進のため、西蒲区が商標をデザインしたのぼり旗や腰巻を作成し、JA</p>	<p>令和3年度に「にしかなないろ野菜商標使用取扱要綱」を新たに定めました。</p>

		<p>物生産協議会」の参加者は自由に使用できるが、使用上の条件等に関する規定がなく、市と同協議会との間の取り決めもない。</p> <p>今後、商標の使用者及び対象農作物の増加が想定されるため、当該商標の使用上の条件等について、何らルールが存在しない現状は適切とは言いがたい。</p>	<p>直売所に提供するほか、野菜に貼るシールを作成し、各生産者に提供しています。</p> <p>それらについては、JAや生産者が自ら作成しているものでないため、届出までは不要ですが、今後、例えば飲食店がSNSで「なないろ野菜」の料理を紹介する際に商標を使用する場合などに備えて、商標の使用ルールを定めて適切に管理していくことが必要です。他所属のルールも参考にし、令和3年度内に速やかに定めます。</p>	<p>商標について、使用承認の申請、使用上の遵守事項などを定義しました。今後はこの要綱をもとに、「なないろ野菜」の更なる生産振興と販売促進及び消費拡大を図っていきます。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
242	西蒲区役所	<p><b>指摘36</b> <b>12-1 新たな産地づくりプロジェクト</b></p> <p><b><u>法的意味づけの曖昧なまま、課長名による外部者との「覚書」が締結されていた。</u></b></p> <p>西蒲区産業観光課、JA越後中央巻営農センター、にしかん園芸作物生産協議会の3者により、業務協力に関する覚書が締結されているが、市を代表する立場ではない課長名で、内容次第では法的権利義務が発生する可能性がある覚書等を締結することは、基本的に適切ではないと思われる。</p>	<p>新たな産地づくりプロジェクトは、令和2年度をもって終了しました。</p> <p>令和3年度からは、新たに他区や周辺市町村などの飲食店へも販路を広げ、産地の地盤を強固なものとしていくため、「なないろ野菜」ブランド強化・販路拡大事業に取り組みます。ご指摘を踏まえ、今後は生産者の協議会において、覚書でなく業務協力を明記した規約を令和3年度内に速やかに定める対応に改めました。</p>	<p>令和3年度に「にしかんなないろ野菜生産協議会規約」を新たに決めました。</p> <p>生産者をはじめとする会員が相互に連携・協力し、品質の向上、生産・販売量の増加を目指すこととしました。生産面・販売面の連携を強化し、「なないろ野菜」について、今後更なるブランド強化・販路拡大に取り組みしていきます。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>

※「措置内容等」欄に、カッコ書きで記載の措置区分について

【措置済み】は、措置を実施済みのもの、

【不措置】は、措置をしないことを決定したもの、

【検討中】は、措置方針を検討中のもの、または、措置方針は決定したが未実施のもの、

を示しており、担当部署からの報告内容を基に、監査委員事務局が追記し、担当部署が確認したものです。

なお、外部監査人の指摘について【検討中】としたものは、次年度も継続して確認を行い、検討の結果を公表する予定です。また、今後の定期監査等においても、適宜、状況確認を行います。